

○草津市議会公印規則

昭和50年8月1日

議会規則第1号

改正 平成7年4月1日議会規則第2号

平成25年4月1日議会規則第1号

(目的)

第1条 草津市議会に関する公印は、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 この規則において公印とは、公文書に押印する庁印および職印をいう。

(公印の管守および使用責任)

第3条 公印の管守および使用は、事務局長が責任をもつて行わなければならない。

(公印の種類、寸法等)

第4条 公印の種類、寸法等は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳(別記様式第1号)を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。

(公印の新調、改刻等)

第6条 公印を新調し、または改刻し、もしくは廃止しようとするときは、議長の承認を経て事務局長が行う。

2 事務局長は、公印の盗難、紛失等の事故があつたときは、直ちにその旨を議長に届け出なければならない。

(旧公印の廃棄)

第7条 改刻または廃止したため、不要となつた旧公印は、裁断または焼却の方法により、これを廃棄しなければならない。

(公印の押印)

第8条 公印は、押印すべき文書を原議または決裁文書もしくは証拠書類と照合審査し、相違のないことを確認して押印しなければならない。ただし、やむをえず後閲決裁となる文書等については、公印使用簿(別記様式第2号)に記入し、承認を得て押印することができる。

2 前項の押印は朱肉を用いなければならない。

付 則

この規則は、昭和50年8月1日から施行する。

付 則（平成7年4月1日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年4月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

公印の種類、寸法等

種類	様式	寸法	使用区分	個数	管守者
滋賀県草津市議会印	角	29mm	一般文書用	1	事務局長
滋賀県草津市議会議長之印	角	20mm	一般文書用	1	事務局長
草津市議会常任委員会委員長之印	角	18mm	一般文書用	1	事務局長
草津市議会特別委員会委員長之印	角	17mm	一般文書用	1	事務局長
草津市議会運営委員会委員長之印	角	20mm	一般文書用	1	事務局長
滋賀県草津市議会事務局印	角	20mm	一般文書用	1	事務局長
滋賀県草津市議会事務局長之印	角	18mm	一般文書用	1	事務局長
滋賀県草津市議会事務局次長之印	角	18mm	一般文書用	1	事務局長
滋賀県草津市議会事務局議事庶務課長之印	角	18mm	一般文書用	1	事務局長

別記様式第1号(第5条関係)

公 印 台 帳			
印 影			
公 印 名			
印 材		個 数	
寸 法			
新 調 年 月 日			
改 刻 廃 止 年 月 日			
用 途			
期 間	公 印 管 守 者	公 印 取 扱 責 任 者	
年 月 日 から 年 月 日まで			
年 月 日 から 年 月 日まで			
年 月 日 から 年 月 日まで			

